

自衛隊群馬地方協力本部仕様書									
物品番号		仕 様 書 番 号							
件 名	データ通信端末通信役務 (S I M)	作 成	令和３年２月１７日						
		変 更							
		作成部課	募 集 課						
１ 総 則 本仕様書は自衛隊群馬地方協力本部において、募集活動で使用するデータ通信用携帯端末通信料の調達について適用する。 ２ 役務に関する要求 (1) 役務の内容 ア 契約期間 令和３年４月１日から令和４年３月３１日までとする。 イ 契約範囲 データ通信用携帯端末７台分の通信料 (㉠) L e n o v o t a b T B - X 7 0 5 L ２ 台 (㉡) M i c r o s o f t S u r f a c e G o K C 2 - 0 0 0 1 4 ３ 台 (㉢) M i c r o s o f t S u r f a c e G o 2 S U F - 0 0 0 1 1 ２ 台 (2) 通信に関する要求 サービスは下表による。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 75%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用明細等</td> <td>通信（パケット）の明細を提示すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料金プラン</td> <td>毎月８ＧＢ以上の通信量を含み定額であること。 データ制限超過後は、速度制限により追加料金無く使用可能であること。データ通話料にはインターネットプロバイダ料金を含むものとする。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	利用明細等	通信（パケット）の明細を提示すること。	料金プラン	毎月８ＧＢ以上の通信量を含み定額であること。 データ制限超過後は、速度制限により追加料金無く使用可能であること。データ通話料にはインターネットプロバイダ料金を含むものとする。
項 目	内 容								
利用明細等	通信（パケット）の明細を提示すること。								
料金プラン	毎月８ＧＢ以上の通信量を含み定額であること。 データ制限超過後は、速度制限により追加料金無く使用可能であること。データ通話料にはインターネットプロバイダ料金を含むものとする。								

項 目	内 容
情報セキュリティ	請負業者において本件調達を実施・統括する部門は I S O / I E C 2 7 0 0 1 認定を取得しているか、それに準じた情報セキュリティ態勢が整っていること。
維 持	契約期間内における各種サービスが適用されること。
インターネット接続	通信事業者が提供する高速データ通信サービスが利用可能であること。

3 品質保証

(1) 保 守

ア 紛失した場合、遠隔操作で使用不可にできること。

イ 通信障害発生時は、契約相手又は契約相手方が供する通信事業者のサポート・サービス保守体制が提供できるものとする。

なお、同サポート・サービス保守にかかる費用は、本契約に含むものとする。

4 検 査

(1) 納入時、数量の検査を行うほか、通信等の確認を行う。

(2) 本仕様書に基づき内容の確認を行う。

5 出荷条件

出荷条件は、商慣習とし、内容品明細書を添付し、電話番号等を記載して納入するものとする。

6 その他

(1) 本契約を履行する上で知り得た情報等を第三者に漏洩しないこと。また、他の目的に転用してはならない。

(2) 本仕様書で疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と調整するものとする。